

相談窓口

身 知 精 難

【各区役所・保健福祉センター】 所在地：裏表紙

●保健福祉課（福祉業務担当）

各種福祉制度の窓口として、各区の区役所に設置しています。障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がいのある方やそのご家族からの相談に応じます。

なお、各区の保健福祉課には、発達や子育てに関する相談や情報提供を行う「子育て支援室」があります。

また、重度障がい者医療費助成や老人医療費助成の相談や申請を受け付けます。

●保健福祉課（保健業務担当）

《電話は各区局番（104 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください》

「こころの健康」、「こころの病気」に関する相談に精神保健福祉相談員や保健師が応じています。

●窓口サービス課（保険業務担当）

《電話は各区局番（104 ページ）のあとに9956をダイヤルしてください》

初診日が国民年金の第1号被保険者であった場合の障がい基礎年金や、特別障がい給付金、国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する相談や申請を受け付けます。

※ 課名は区によって異なる場合があります。

【大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター】 身 知 精 難

所在地：107ページ

●相談課（身体障がい）（電話：6797-6561）

身体障がいに関する診断や判定を行うとともに、医療・補装具・訓練・生活などの相談に応じ、必要な助言・指導を行います。（ご利用の際は、あらかじめ電話などで日時の予約をしてください。）

●相談課（知的障がい）【“はーとふる” ぷらざ】（電話：6797-6562）

各区保健福祉センターからの依頼により、18歳以上の知的障がいのある方の医学的・心理学的判定や生活上の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

●診療所（電話：6797-6567）

①就学前の乳幼児を対象とし、各区保健福祉センターからの依頼により、運動発達の遅れ、および発達障がいに関する療育相談を行います。

②心身障がいのある方に対する健康支援として、医師等による医療相談（からだの相談クリニック）を行います。

【こども相談センター】 所在地：106 ページ

- 大阪市中心部こども相談センター（電話：4301-3100）
- 大阪市北部こども相談センター（電話：6195-4114）
- 大阪市南部こども相談センター（電話：6718-5050）

18歳未満の児童を対象に、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者が相談に応じ、専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行います（利用の際は、あらかじめ電話等で日時の予約をしてください）。

【大阪市こころの健康センター】 所在地：107 ページ

- こころの悩み電話相談（電話：6923-0936）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時30分～午後5時 》

気分が落ち込んだり、イライラや不安があったり何もする気が起こらない、このようなことは日常生活のなかで誰もが経験することです。これらの悩みを相談することで、こころの健康保持・増進を図るため、電話相談窓口として「こころの悩み電話相談」を開設しています。

- こころの健康相談統一ダイヤル（電話：0570-064-556）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後5時 》

「つらい」「どうすればいいのかわからない」…そんな気持ちの時にはぜひご相談ください。

- 自死遺族相談（予約制、電話：6922-8520）

大切な方を自死で亡くされた方を対象とした相談を臨床心理士が面接でお受けしています。電話で予約してください。

- ひきこもり相談専用電話（電話：6923-0090）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後5時 》

長期間、自宅で過ごしていて、外へ出たいけれどそこから抜け出すきっかけがつかめないなどのひきこもりに関する相談に応じています。必要時には、面接や訪問による相談も行います。

- 思春期関連問題相談（予約制：お住まいの区保健福祉センターを通じて予約）

《 電話は各区局番（104 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください 》

思春期は将来の不安や性の悩み、対人関係の葛藤など様々な情緒不安に端を発し、不適応や精神障がいを引き起こしやすい年齢です。おおむね18歳までの思春期関連問題の相談に応じます。

- 依存症に関する相談（電話：6922-3475）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時30分 》

アルコール、薬物、ギャンブル等の問題でお困りの、ご本人、ご家族の方、関係機関の支援者の方からのご相談をお受けしています。依存症相談員による相談や依存症専門の医師による相談（予約制）を行っています。電話で予約してください。

※ お住まいの区の保健福祉センターでもご相談いただけます。

《 電話は各区局番（104 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください 》

※ 土曜日・日曜日の電話相談を希望する方は、「おおさか依存症土日ホットライン」へご相談ください。

電話：0570-061-999 <土曜日・日曜日の午後1時から午後5時まで>

【年金事務所】 所在地：109 ページ

国民年金（第3号被保険者）や厚生年金保険等社会保険関係の相談や申請を受け付けます。

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において福祉についての相談に応じ、必要な支援を行うなどの活動をしています。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員も各地域で活動しています。

生活上のことや子どものこと、その他福祉に関して相談がある場合は、近くの民生委員・児童委員又は主任児童委員にご相談ください。お住まいの地域の担当民生委員・児童委員をお知りになりたいときは、各区保健福祉センター民生委員・児童委員業務担当（105 ページ）にお問い合わせください。

【身体障がい者相談員・知的障がい者相談員】

大阪市から委嘱された身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、障がいのある方からの相談に応じ、助言を行います。相談員は、各区にお住まいの生活経験豊富な障がい当事者（知的障がい者相談員は知的障がいのある方の保護者）に委嘱しており、保健福祉センター等の行政機関への協力、障がい者福祉についての普及や啓発等の業務も行っています。

各相談員の連絡先については、114～116 ページをご覧ください。

相談支援

【各区障がい者基幹相談支援センター】身 知 精 難

障がいのある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報・届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

名 称	所 在 地	電 話	ファックス
北区障がい者基幹 相談支援センター	〒531-0072 北区豊崎 6-2-7 マツダビル 3 階	6450-8856	6374-7889
都島区障がい者基幹 相談支援センター	〒534-0027 都島区中野町 3-4-21 ベルエキップ・オグラン 1 階	6355-3701	6355-3702
福島区障がい者基幹 相談支援センター	〒553-0001 福島区海老江 1-8-8 福島育成園内	6456-4107	6456-0561
此花区障がい者基幹 相談支援センター	〒554-0021 此花区春日出北 1-1-4-101	6461-5055	6461-5056
中央区障がい者基幹 相談支援センター	〒540-0006 中央区法円坂 1-1-35 アネックスパル法円坂内	6940-4185	6943-4666
西区障がい者基幹 相談支援センター	〒550-0027 西区九条 3-4-7	6585-2550	6585-2550
港区障がい者基幹 相談支援センター	〒552-0001 港区波除 5-7-6 ハイツニッセイ 101	6585-2211	6585-2212

名 称	所 在 地	電 話	ファックス
大正区障がい者基幹 相談支援センター	〒551-0002 大正区三軒家東 1-12-27 アドヴァンスライフ101号	6599-9161	6555-3520
天王寺区障がい者基幹 相談支援センター	〒543-0052 天王寺区大道 3-1-26	4302-5203	4302-5243
浪速区障がい者基幹 相談支援センター	〒556-0012 浪速区敷津東 3-6-10	6649-0421	7506-9379
西淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒555-0033 西淀川区姫島 5-3-16	4808-3080	4808-3082
淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒532-0012 淀川区木川東 3-10-11-2 階	6101-5031	6101-5032
東淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒533-0014 東淀川区豊新 2-5-1 シャトー玉川第一 103	6325-9992	4307-3673
東成区障がい者基幹 相談支援センター	〒537-0014 東成区大今里西 1-1-15 東成育成園内	6981-0770	6981-0703
生野区障がい者基幹 相談支援センター	〒544-0004 生野区巽北 4-13-23 勝山東ガーデンハイツ 103	6758-2050	6756-0801
旭区障がい者基幹 相談支援センター	〒535-0013 旭区森小路 2-18-7 Shyt101	4254-2339	6180-6901
城東区障がい者基幹 相談支援センター	〒536-0005 城東区中央 1-8-30 パンション真紀 2 階	6934-5858	6934-5850
鶴見区障がい者基幹 相談支援センター	〒538-0042 鶴見区今津中 2-4-37	6961-4631	6961-5525
阿倍野区障がい者基幹 相談支援センター	〒545-0011 阿倍野区昭和町 1-20-22 朝日プラザ昭和町 1 階	6621-3830	6621-3830
住之江区障がい者基幹 相談支援センター	〒559-0024 住之江区新北島 1-2-1 オスカードリーム2階	6657-7556	4702-4738
住吉区障がい者基幹 相談支援センター	〒558-0002 住吉区長居西 1-9-8 キミハウス 1 階	6609-3133	6609-3210
東住吉区障がい者基幹 相談支援センター	〒546-0042 東住吉区西今川 2-3-8	6760-2671	6760-2672
平野区障がい者基幹 相談支援センター	〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55 大阪市職業リハビリテーションセンター内	6797-6691	6797-6691
西成区障がい者基幹 相談支援センター	〒557-0025 西成区長橋 3-2-27 西成障害者会館内	6599-8122	6562-6677

【地域活動支援センター（生活支援型）】 身知精難

主に精神障がいのある方に対して、精神保健福祉士等の専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等の相談支援事業を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。また通所により、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行います。

事業所名称	郵便番号	所在地	電話	ファックス
精神障害者地域生活支援センター すいすい	537-0024	東成区東小橋 1-8-12	6977-0114	6975-9955
地域生活支援センター サワサワ	557-0025	西成区長橋 3-7-28 プランコート 201 号	4392-8720	4392-3331
ふれあいの里 地域活動支援センター	557-0063	西成区南津守 1-4-46	6659-2672	6659-2673
地域活動支援センター こころの相談室リーフ	533-0031	東淀川区西淡路 2-8-15 絆館	6815-8975	6815-8976
地域生活支援センター ふらっとめいじ	550-0012	西区立売堀 1-12-8	6541-6668	6541-6658
地域活動支援センター もくれん	546-0023	東住吉区矢田 6-8-7	6609-8500	6608-1922
地域活動支援センター こころの相談ネット ふうが	558-0054	住吉区帝塚山東 5-8-3 住吉総合福祉センター 1 階	6678-9205	6678-7573
“COCOLO” 相談支援センター	532-0031	淀川区加島 1-60-46	6308-7209	6308-7220
障害者支援施設アテナ平和 (地域活動支援センター アクセス)	545-0003	阿倍野区美章園 3-7-2	6629-2165	6629-2063

【大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）】

発達障がいのある方およびその家族を対象に、療育や就労などの各種相談に対応します。発達障がいに関する情報提供や助言を行うとともに、相談内容により、関係機関と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。

また、関係機関・事業所などの職員に対し、発達障がいに関する正しい理解や支援の方法を知っていただくための研修などを行っています。なお、保護者向けの講座なども開催しています（詳しい内容は、ホームページに掲載しています）。

なお、相談をご希望の場合は、相談日の調整をしますので、事前に電話で相談のお申し込みをしてください。（お問合せは電話・ファックス・Eメールでもお受けしています。）

所 在 地：大阪市平野区喜連西6-2-55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2階

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

電 話：6797-6931

ファックス：6797-6934

Eメール：elminfo@fukspo.org

ホームページ：<https://www.elmosaka.org/>

エルムおおさか

検索



【発達ノート】

発達障がいのある方が、周囲の人たちと関わる時のお手伝いをするノート（A6サイズ）を配付しています。本人やその家族が、本人と関わる時に相手に知っておいてもらいたいと思うことや過去の相談歴などを書き込んでおき、相談機関に行くときや初めての人と接するときにノートを提示して、よりよい関係が築けるように使ってください。

対象となる方：医療機関で発達障がいと診断された方

費用：無料

問い合わせ先：大阪市発達障がい者支援センター「エルムおおさか」（10 ページ参照）

【情報共有ツール（サポートブック）】

発達障がいのある方が、小学校への進学などライフステージが変わっても、これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を新しい相談機関や初めての方へスムーズに情報共有ができるようになることを目指して作成しています。

各種の情報共有ツールは「エルムおおさか」のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：<https://www.elmosaka.org/>

エルムおおさか

検索



【発達障がい者支援マップ】

大阪市の発達障がいについての相談機関をまとめたホームページです。

発達障がいのある方およびその家族が、どこに行けばどのような支援を受けられるか、年齢と相談内容に応じた機関を探せるようになっています。

「どこに行ったらどんな支援を受けられるのか分からない」「どんな相談機関があるのか、よく分からない」という方や、発達障がいかもしれない「ちょっと気になる」困りごとや悩みごとがある方は、まずは下記のホームページで相談機関を探してみてください。

大阪市発達障がい者支援マップ

検索



ホームページアドレス：https://www.elmosaka.org/map_dir/pages/support.htm

【高次脳機能障がい支援拠点機関】

高次脳機能障がいについての個別の相談や支援、及び高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行っています。なお、障がい福祉サービス等の利用に関するご相談は、お住いの区保健福祉センターになります。

障がい者医療・リハビリテーションセンター（下記3機関をあわせたもの）

●総合的な相談に関するはこちら

『大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課』

（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター）

電話：6692-5262 ファックス：6692-5340

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>

●自立センターの利用に関するはこちら

『大阪府立障がい者自立センター』

電話：6692-2971 ファックス：6692-2974

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/>

※ 自立センターは自立訓練（機能訓練・生活訓練）、施設入所支援を行う施設です。

●医療に関するはこちら

『大阪急性期・総合医療センターリハビリテーション科』

電話：6692-1201（大阪急性期・総合医療センターの代表番号）

ファックス：6692-2978

【身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口】

「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関のほか、スーパー、飲食店、病院、ホテルなど一般の施設にも補助犬（目や耳、体の不自由な方のために働く盲導犬、聴導犬、介助犬）を同伴することができます。また、これらの施設の管理者は正当な理由がない限り、補助犬の同伴を拒むことができません。

●障がいのある方や受け入れ施設などからの苦情や相談を受け付ける窓口

（１）施設等に係る身体障がい者補助犬の同伴に関する苦情

（２）施設等に係る身体障がい者補助犬の使用に関する苦情

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話：6208-8082

ファックス：6202-6962

【障がい者虐待相談窓口】

障がい者の虐待に関する通報・届出の受理や、相談等を行います。

●養護者による虐待の相談窓口

養護者とは、障がい者の身辺の世話や金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人などのことです。

各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

各区障がい者基幹相談支援センター（所在地：8～9ページ）

●障がい者福祉施設従事者等による虐待の相談窓口

障がい者福祉施設従事者等とは、障がい者福祉施設や、障がい福祉サービス事業所で働く職員のことです。

福祉局障がい者施策部運営指導課

電話：6241-6527

ファックス：6241-6608

●使用者による虐待の相談窓口

使用者とは、障がい者を雇用している事業主又は事業の経営担当者のことです。

福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

電話：6208-8086

ファックス：6202-0990

【休日夜間福祉電話相談】

休日・夜間に高齢者や障がいのある方の福祉に関する相談に応じています。

（運営主体：大阪市社会福祉協議会）

電話：4392-8181

ファックス：4392-8215

相談日時 休日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）24時間対応

夜間：平日の17:00～翌9:00

【不当な差別的取扱い等に関する相談窓口】 身 知 精 難

障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関して、障がいのある方やそのご家族などからの相談を地域の身近な窓口でお伺いしています。

＜相談窓口＞

- 各区役所（次の表のとおり）
- 各区障がい者基幹相談支援センター（所在地：8～9ページ）
- 地域活動支援センター（生活支援型）（所在地：10ページ）
- 大阪市人権啓発・相談センター（人権相談専用）
（電話：6532-7830（なやみゼロ）ファックス：6531-0666）

区名	担当	電話	ファックス
北 区	地域課（防災防犯）	6313-9549	6362-3823
都 島 区	保健福祉課（障がい者相談）	6882-9857	6352-4584
	まちづくり推進課（人権相談）	6882-9734	6352-4558
	総務課（広聴相談）	6882-9683	6882-9787
福 島 区	企画総務課（企画推進）	6464-9683	6462-0792
	市民協働課（地域活動支援）	6464-9743	6464-9987
此 花 区	まちづくり推進課（教育支援・環境）	6466-9743	6462-0942
中 央 区	保健福祉課（保健福祉）	6267-9857	6264-8285
西 区	総務課（教育）	6532-9743	6538-7316
港 区	協働まちづくり推進課（教育・人権啓発）	6576-9975	6572-9512
大 正 区	保健福祉課（福祉）	4394-9857	6553-1986
天王寺区	市民協働課（教育文化）	6774-9743	6774-9692
浪 速 区	市民協働課（教育・学習支援）	6647-9743	6633-8270
西淀川区	地域支援課（地域支援）	6478-9743	6478-5979
淀 川 区	政策企画課（広聴）	6308-9683	6885-0534
東淀川区	総務課（総合企画）	4809-9683	6327-1920
東 成 区	保健福祉課（障がい者福祉）	6977-9857	6972-2781
	市民協働課（人権）	6977-9743	6972-2738
生 野 区	企画総務課（広聴）	6715-9683	6717-1160
	地域まちづくり課（人権）	6715-9734	6717-1163
	保健福祉課（保健福祉）	6715-9857	6715-9967
旭 区	福祉課	6957-9857	6954-9183
	地域課	6957-9734	6952-3248
	企画課	6957-9683	6952-3247
城 東 区	保健福祉課（保健福祉）	6930-9069	050-3535-8688
	市民協働課（市民活動支援）	6930-9743	050-3535-8685
鶴 見 区	総務課（教育）	6915-9734	6913-6235
阿倍野区	総務課（区政企画）	6622-9683	6621-1412
	保健福祉課（福祉）	6622-9857	6629-1349
住之江区	保健福祉課（福祉）	6682-9857	6686-2039
住 吉 区	教育文化課（人権）	6694-9989	6692-5535
	保健福祉課（障がい者福祉）	6694-9857	6692-9692
東住吉区	総務課	4399-9683	6629-4533
平 野 区	政策推進課	4302-9683	4302-9880
西 成 区	保健福祉課（地域福祉）	6659-9857	6659-9468

療育・訓練

【障がい児等療育支援事業】

専門的なノウハウを有する障がい児（者）施設の職員が、在宅の障がい児（者）とその家族を対象に、施設において、またはご家庭を訪問して、療育相談や療育指導を行います。また、障がい児の通う保育所や幼稚園、施設等の職員を対象に療育相談・指導を行います。

対象となる方：市内在住の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児およびその家族（原則として障がい児通所支援や障がい福祉サービス等を利用していない方を対象としています）

費 用：無料（食費などの実費を自己負担していただく場合があります）

障がい児等療育支援事業所

名 称	電 話	ファックス
	所 在 地	
子ロバキッズひろば	6924-1123	6924-1124
	〒534-0011 都島区高倉町 2-9-27	
それいゆ	6925-5510	6925-5600
	〒534-0021 都島区都島本通 4-10-10	
あさしお園	6574-2521	6574-2524
	〒552-0004 港区夕風 2-5-3	
ゆうなぎ園	6574-2521	6574-2524
	〒552-0004 港区夕風 2-5-3	
大手前整肢学園	6775-1900	6775-1905
	〒543-0027 天王寺区筆ヶ崎町 5-30	
風の子そだち園	6327-7715	6327-7716
	〒555-0033 西淀川区姫島 6-3-5	
キャプテンフック	6751-6788	6751-6788
	〒544-0002 生野区小路 3-18-7	
そら	6969-2020	6969-2021
	〒536-0014 城東区鳴野西 1-14-16	
ひかり	6684-2000	6684-2700
	〒559-0014 住之江区北島 2-8-10	
キンダーハイム	6609-4300	6609-7300
	〒546-0023 東住吉区矢田 6-8-29	
ふたば	6699-8731	6699-8134
	〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21	
大阪市更生療育センター	6797-6681	6702-4492
	〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55	
クリエバ	6567-7115	6567-7116
	〒557-0025 西成区長橋 3-1-17	

【発達障がい児専門療育】

発達障がいのあるお子さんがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援するため、概ね2週間に1回、保護者同伴によるお子さんの個別療育と保護者の方の研修を行います。

対象となる方：大阪市内にお住まいの方で、医師から「自閉症スペクトラム障がい・自閉スペクトラム症」・「自閉症」・「アスペルガー症候群」であるとの診断を受けた児童のうち、3歳児（年少児）～小学3年生の児童。

費用負担：【児童の療育】

障がい児通所給付（障がい児通所支援）（児童発達支援または放課後等デイサービス）として提供します。なお、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。

【保護者研修】無料

利用期間：原則として1年間

問い合わせ先：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター

相談課（発達障がい者支援室）

電話：6797-6560

ファックス：6797-8222

【発達障がい児療育支援DVD】



広汎性発達障がいの特徴、発達障がい児療育支援事業をふまえた療育機関や家庭での具体的な支援例をまとめたDVD『広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～』を作成、ダイジェスト版をYouTubeにて配信しています。

また、「エルムおおさか」のホームページからも視聴することができます。

ホームページアドレス：<https://www.elmosaka.org/dvds.html>

【身体障がい者通所訓練】

●身体障がい者通所肢体訓練事業

在宅の肢体不自由のある方に対して、日常生活動作の向上を目指した自主訓練方法の習得や身体機能の改善・向上をはかるため、通所により訓練を行います。

対象となる方：大阪市内に住所を有する15歳以上の身体障がい者手帳（肢体不自由）を所持する方 ※詳しくはお問い合わせください

費用：訓練・指導に関する費用は無料

●身体障がい者通所言語訓練事業

在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある方に対して、コミュニケーション機能の改善・向上をはかるため、通所により言語訓練を行います。

対象となる方：大阪市内に住所を有する15歳以上の身体障がい者手帳を所持する方で、失語症や構音障がいを有する方 ※詳しくはお問い合わせください

費用：訓練・指導に関する費用は無料

問い合わせ先：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（身体障がい担当）（107ページ参照）

後見的支援

【成年後見制度】 知 精

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

制度の利用には親族等から家庭裁判所へ申立てが必要ですが、身寄りがいないなどで申立てができない場合は大阪市が申立てを行い、家庭裁判所が弁護士などの第三者を後見人等に選任します。

●制度の申立て先

『大阪家庭裁判所』

所在地：〒540-0008 中央区大手前 4-1-13

電話：6943-5872（後見係）

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

●制度に関する相談窓口

『大阪市成年後見支援センター』

所在地：〒557-0024 西成区出城 2-5-20（大阪市社会福祉研修・情報センター内）

電話：4392-8282 ファックス：4392-8900

受付時間：9：00～17：00（日曜日、祝日、年末年始は休み）

『各区障がい者基幹相談支援センター』

所在地：8～9 ページ

受付時間：9：00～17：30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

『地域活動支援センター（生活支援型）』

所在地：10 ページ

受付時間：9：00～17：30（原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

（※曜日等により、受付時間が異なる場合があります。）

●身寄りがいないなどで申立てができない場合の相談窓口

『各区保健福祉センター 福祉業務担当』

所在地：裏表紙

受付時間：9：00～17：30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

【あんしんさぽーと事業】 知 精

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力の不十分な方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。サービスの内容に応じた利用料が必要です。

●福祉サービスなどの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談、利用手続きの支援や契約の立会いなどを行います。

●金銭管理サービス

通帳や印鑑を預かり、利用者にかわって、日常生活の金銭管理や預貯金の出し入れ、公共料金等の支払い手続きを代行します。

●預かりサービス

利用者の財産を紛失や盗難から守るため、通帳・証書などを預かり、金融機関の貸金庫に保管します。

問い合わせ先：お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）
（所在地：112 ページ）

各種相談等

名称および内容	問い合わせ先
聴言障がい者生活相談 身 手話のできる生活相談員が、聴言障がいの生活について各種の相談に応じています。	(一財) 大阪市身体障害者団体協議会 問い合わせ先詳細：113 ページ
在宅視覚障がい者訪問指導 身 視覚障がい者の家庭を専門の指導員が訪問し、日常生活または社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を行います。	(一財) 大阪市身体障害者団体協議会 問い合わせ先詳細：113 ページ Email : houmon3@mbr.nifty.com
重症心身障がい児訪問相談 身 知 重症心身障がい児の家庭を相談員が訪問し、各種の助言や情報提供を行います。	こども相談センター 問い合わせ先詳細：106 ページ
障がい者110番(大阪府事業) 身 知 精 難 障がい者110番(大阪障害者自立支援協会)では、障がい者の権利擁護や福祉サービス、日常生活にかかる相談などについて、専従の相談員が応じています。電話又はファックス、来所等で受け付け、関係機関や障がい者相談員などとの連携を保ちながら問題の解決を行います。 受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までですが、ファックス、留守番電話は、土・日・祝日も含み24時間受け付けています。	(社福) 大阪障害者自立支援協会 (大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内) 【障がい者110番】 電 話：6973-0110 ファックス：6748-0589
福祉用具・住宅改修に関する相談 身 難 専門の相談員が福祉用具に関する相談や住宅改修の相談などに応じます。事前に予約が必要です。	援助技術研究室 (大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内) 電 話：6703-5347 ファックス：6703-5349
難病等を有する方の各種相談支援 難 難病等を有する方の各種相談支援や患者会等の交流支援、講演会等の普及啓発活動などを行っています。 来所相談される方は事前予約が必要です。また、就職支援や在職中の方の相談も受け付けています。	特定非営利活動法人 大阪難病連・難病相談支援センター 電 話：6926-4553 ファックス：6926-4554 相談受付：月～金曜日 (10時～16時30分まで)
生活困窮者自立相談支援事業 身 知 精 難 仕事が見つからない・長続きしない、お金のことで悩みがある、周りに相談できるひとがないなど、生活のうえでの困りごとや不安を抱えた方の相談支援窓口を各区役所内に設置しています。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かをご本人と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、困りごとの解決と自立に向けたお手伝いを行います。	お住いの区の自立相談支援窓口 問い合わせ先詳細：106 ページ
見守り相談室 身 知 精 難 「自ら相談できない方」等を支援するため、福祉専門職のワーカー等が要援護者名簿を活用した地域の見守り活動を支援するとともに孤立世帯等を積極的に訪問しています。また、認知症等の方が行方不明になった際、地域の協力者へ行方不明者情報をメール配信し、早期発見・保護につなげる取組を行っています。	お住まいの区の社会福祉協議会 問い合わせ先詳細：112 ページ (住吉区のみ112ページの欄外※の問い合わせ先にご連絡ください。)